

本市の魅力創造し発信する拠点

観光交流施設

「きらめきファクトリー」 まもなくオープン



観光交流施設「きらめきファクトリー」完成予想図

観光交流施設「きらめきファクトリー」が、富田林駅前にもまもなくオープンします。

「きらめきファクトリー」は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている富田林寺内町をはじめとする本市の多くの魅力を発信するとともに、来訪者が交流し新たな魅力を創造する拠点となります。



■人と人が出会い文化が生まれる場所

鉄骨2階建て施設の1階は、観光案内や特産品の販売、市の魅力を感じてもらえる観光ツアー・イベント企画・インターネットによる情報発信など、本市の魅力を発信するシティセールスの拠点となります。また2階は、絵画や写真などアート作品の展示や、ワークショップを実施するギャラリー、本市に関する図書を持ち寄る「まち思いライブラリー」など、多くの人が出会い、交流し、文

観光交流施設「きらめきファクトリー」とは

- 本市の魅力を、さらにきらめかせて発信する施設です。
 - 観光と交流をテーマに、まちがきらめくための施設です。
 - 人と人が出会い元気が生まれる、人がきらめくための施設です。
- ※利用方法など詳しくは、5月号広報でお知らせします。

■産官学が知恵を出し合い運営します

「きらめきファクトリー」は、富田林商工会、市観光協会、大阪芸術大学の産官学3団体で構成される「富田林産業文化芸術連携体」が指定管理者として、管理運営をします。富田林商工会は地域産業、市観光協会は観光プロモーション、大阪芸術大学はアート芸術など、それぞれの専門分野を生かした特色ある運営に挑戦します。

■大学生の皆さんに話し合っていたいただきました

本市では、若い人たちのアイデアを取り入れ、魅力ある観光事業に取り組みたい。阪南大学、大阪芸術大学、大阪大谷大学の3大学の協力を得て、「富田林きらめき会議」を3回開催しました。

自治体が大学と共同で地域の課題に取り組み事例はありますが、一つの自治体が三つの異なる専門分野の大学と共同で地域の課題に取り組みする事例は全国にも珍しいものとなっております。



富田林きらめき会議の様子

同会議に参加した学生からは、「観光客の滞在時間を長くするため、リアルとバーチャルの世界を融合させたゲームを開発し、観光客に利用してもらおう」など学生ならではのアイデアが数多く提案されました。

いよいよオープンする「きらめきファクトリー」にご期待ください！
問い合わせ 商工観光課 (内線483)

さあ投票 選挙の主役は あなたです

今月は統一地方選挙です

◎府議会議員選挙

《投票日 4月12日(日)》

◎市議会議員・市長選挙

《投票日 4月26日(日)》

私たちは、選挙によって選ばれた代表者を通じて政治に参加し、意思を反映させていきます。

地方自治体の議会議員や首長を選ぶ選挙は、私たちに最も身近な政治参加の機会です。

私たちの意思を正しく反映させるためにも、必ず投票しましょう。

◆府議会議員選挙

告示日(立候補届け出日) 4月3日(金)

投票日

4月12日(日)、午前7時～午後8時

投票所

市内34投票所(選挙人名簿登録者に送付する投票所入

場整理券に記載されている各投票所で投票してください)

※府議会議員選挙は、この選挙より議員定数が「富田林市・大阪狭山市および南河内郡」の選挙区で2人に変わります。

◆市議会議員・市長選挙

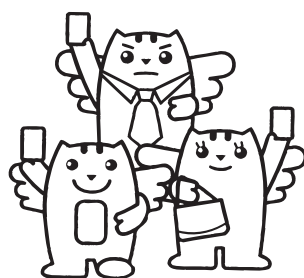
告示日(立候補届け出日) 4月19日(日)

投票日

4月26日(日)、午前7時～午後8時

投票所

市内34投票所(選挙人名簿登録者に送付する投票所入場整理券に記載されている各投票所で投票してください)



■期日前投票

投票日に次のような事情で、投票所へ行くことができないと予想される人は、期日前投票ができます。

「仕事に従事する予定がある人」「レジャーや買い物など何らかの用事で、投票区外に滞在することが見込まれる人」「病氣、負傷、妊娠、身体の障がいなどによつて歩行が困難な人」とき

◎府議会議員選挙 4月4日(土)～11日(土)

◎市議会議員・市長選挙 4月20日(月)～25日(土)

※いずれも土・日曜日を含む、午前8時30分～午後8時まで。

ところ

市役所4階401会議室および金剛連絡所2階ホール

■投票所入場整理券

投票所入場整理券は投票所に持参してください。

なお、同券がない場合でも、投票所で選挙人名簿に登録されている本人であることが確認できれば投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

■選挙公報

府議会議員選挙の選挙公報は4月11日(土)、市議会議員・市長選挙の選挙公報は4月25日(土)までに各家庭に配布します。

届かないときはお問い合わせください。

※なお、府議会議員選挙の選挙公報は、府選挙管理委員会のホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/senkan/osakafugisenkyo/index.html> に、市議会議員・市長選挙の選挙公報は、市ウェブサイト上の市役所のご案内「選挙」に掲載する予定です。

■不在者投票

郵便などによる不在者投票 身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで要件に該当する人は、自宅などで郵便

などによる不在者投票ができます。

この方法で不在者投票をするためには、事前に選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

なお、同証明書には有効期限がありますので、すでに期限が切れている人は、再度申請が必要です。

※投票用紙は、同証明書を添えて投票日の4日前までに同委員会へ請求してください。

指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院、入所されている人で投票所に行くことができない人は、その施設で不在者投票ができます。

滞在地での不在者投票

一時的に遠隔地に滞在している人は、選挙管理委員会に投票用紙などを請求すると滞在先に郵送しますので、最寄りの市区町村の同委員会ですべての不在者投票ができます。

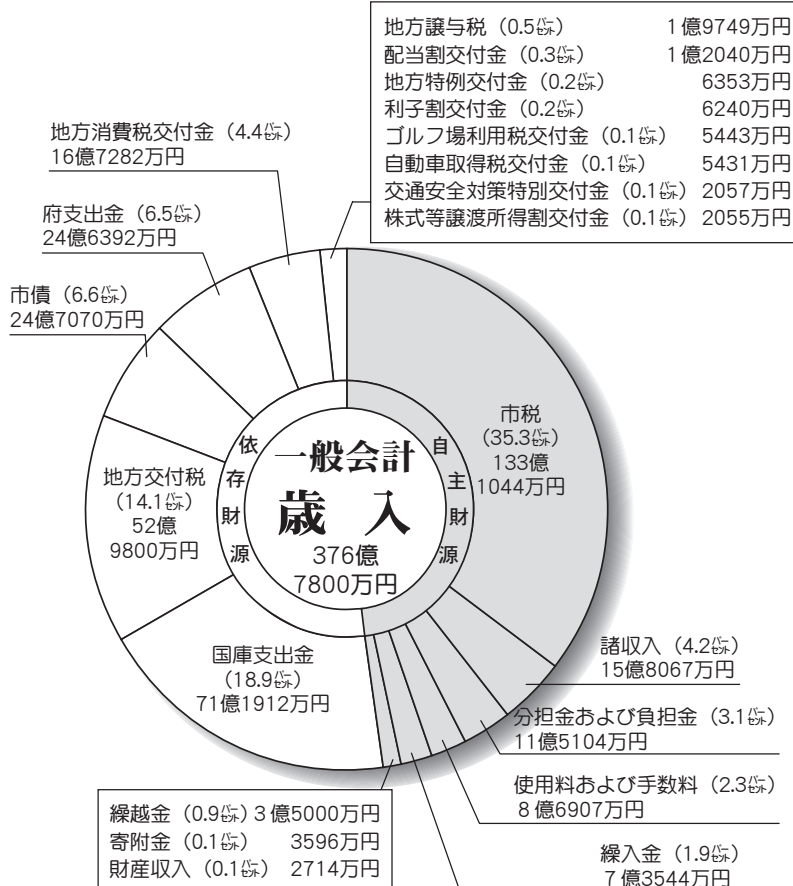
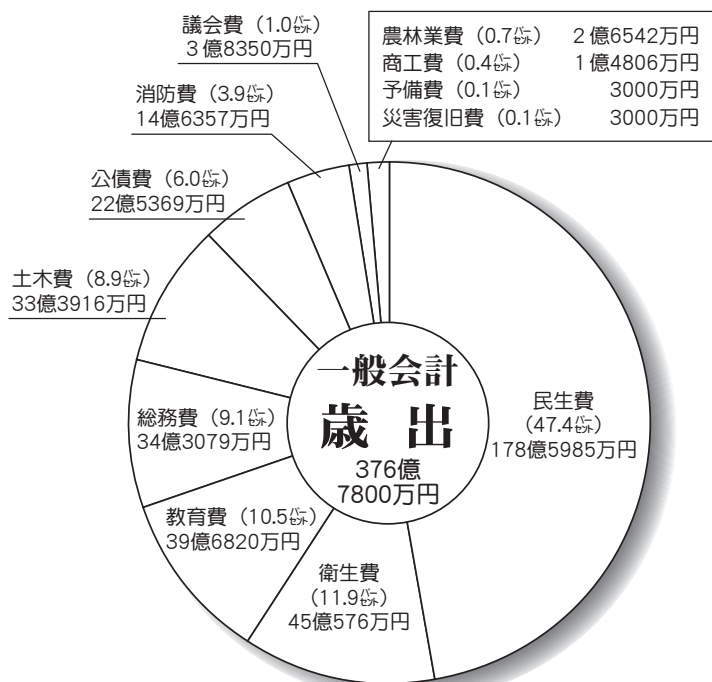
※いずれの方法も手続きなどに一定の期間が必要になりますので、該当される人は至急お問い合わせください。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局(内線486)

27年度 予算

一般会計 376億7800万円

27年度予算編成は、統一地方選挙を間近に控えていることから、義務的経費や継続的経費を中心とした骨格予算となっていますが、「子育てしやすいまちづくり」「安全・安心なまちづくり」に重点を置いて編成しました。



27年度予算の主な実施事業

《 《 内は事業費

子育て支援・教育

●民間保育所の運営費の補助など

年間を通じて待機児童ゼロをめざし、新設1園を含む9園の民間保育所に対して補助などをします。

《11億6816万円》
●中学3年生までの子どもへの医療費を助成

子どもの健やかな成長を医療面から支えるため、対象者としては府内トップクラスである0歳〜中学3年生までの入院、通院にかかる医療費を助成します。

《3億633万円》
●小中学校でのきめ細かな指導推進事業

市独自で講師を採用し、小学6年生および中学3年生に対して、少人数学級を引き続き実施します。

《3705万円》
●小学校教育用パソコンの更新

小学校のパソコン教室および校内LANを再構築します(27年度で全校完了)。

●生涯学習施設整備事業

公会堂跡地に各世代対象の生涯学習および交流スペースを備えた新施設を27・28年度の2カ年で建設します。《1億3920万円》

●市民プールを新しくオープン
市民プール「アクアパークきらめき」を新しくオープンします。《1735万円》

産業振興・環境

●観光交流施設の開設

本市の玄関口である富田林駅前観光案内や本市の魅力発信の新たな拠点となる観光交流施設「きらめきファクトリー」を開設します。《2253万円》

●住宅用太陽光発電システム設置に対する補助

住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を引き続き実施します。

《1260万円》
●下水道管の長寿命化対策

金剛地区の老朽化した下水道管の長寿命化工事を実施します。

《1億5000万円》

予算総額

721億4547万円

今年度予算は、一般会計が376億7800万円、企業会計（水道事業）を含む特別会計が344億6747万円、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は721億4547万円となっています。

会計は2億8300万円の減、特別会計は30億6788万円の増、全会計では27億8488万円の増となっています。

収入（歳入）の大きな柱である市税は、1億225万円の減（昨年度比0・8割の減）となっています。

会計別予算額			
区分	27年度予算額	昨年度比	
一般会計	376億7800万円	△0.75%	
特別会計	国民健康保険事業	153億292万円	11.58%
	公共下水道事業	38億6091万円	0.53%
	財産区	3914万円	△34.06%
	介護保険事業	92億305万円	9.14%
	後期高齢者医療事業	16億1407万円	5.15%
	南河内広域行政共同処理事業	1億5257万円	2.35%
	水道事業	42億9481万円	17.09%
	計	344億6747万円	9.77%
合計	721億4547万円	4.02%	

歳出を目的別で見ると、予算規模の大きいものから、高齢者福祉や児童福祉、生活保護の経費といった市民の皆さんが一定水準の生活と安定した社会生活を送ることを保障するための経費（民生費）178億5985万円、予防接種や清掃など、健康で衛生的な生活環境を保持するための経費（衛生費）45億576万円、教育関係の経費（教育費）39億6820万円となっています。

性質別に見ると、予算規模の大きいものから扶助費の111億1665万円、人件費の78億4891万円、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業等の各特別会計への繰出金が50億4848万円となっています。

市民一人あたりに計算すると

今回の一般会計予算を27年1月31日現在の住民基本台帳人口をもとに、市民一人あたりに換算すると、32万5200円になります。

1人当たりの歳出の大きいものは、民生費15万4149円、衛生費3万8889円、教育費3万4250円となっています。

問い合わせ 財政課（内線336）

防災安全

- **防災対策の充実**
住民にいち早く防災情報を伝えるため、土砂災害危険区域および市立小学校に設置した防災無線に対応した電話による音声案内サービスを導入し、また災害時に備えた物品の備蓄や地域版防災マップの作成などを実施します。《2563万円》
- **地域防犯カメラ設置に対する補助**
地域住民の安全確保と街頭犯罪の抑止のため、町会（自治会）での防犯カメラ設置費用の一部を引き続き補助します。《500万円》
- **地域防犯灯設置および管理費に対する補助**
地域住民の安全確保と街頭犯罪の抑止のため、町会（自治会）での防犯灯設置費用や管理費用の一部を引き続き補助します。《3935万円》
- **民間建築物耐震診断および改修に対する補助**
民間建築物の耐震診断および改修に係る費用の一部を引き続き助成します。《1316万円》
- **地区集会所などへのAED設置に対する補助**
救命率の向上のため、地区集会所などへのAED設置費用の一部を引き続き補助します。《300万円》

若者が活躍するまち

- **若松地区再整備事業**
老朽化した市営若松住宅の建て替えを実施します。《10億8221万円》
 - **道路の維持補修および通学路の整備**
市民の皆さんが安心して生活できるよう、道路の維持補修や通学路の整備を引き続き実施します。《1億1393万円》
- ### 健康・福祉
- **妊婦健康診査の助成・特定不妊治療費の一部補助**
妊婦健康診査の公費助成や特定不妊治療費の一部を補助します。《9301万円》
 - **地域包括支援センターの充実**
高齢者に関する相談の増加や複雑化に対応するため同支援センターの体制を充実します。《7100万円》
 - **生活困窮者自立支援事業**
生活困窮者自立支援法の施行に伴い、自立相談支援、住居確保給付金の給付、一時生活支援事業を実施します。《982万円》
 - **骨髄バンクドナー支援事業**
より多くの骨髄移植の実現、および骨髄移植ドナー登録者の増加を図るために、骨髄の提供者（ドナー）に対して、引き続き助成します。《42万円》

防災体制を強化!

4月1日

災害対策本部が 市消防庁舎へ移転します

近い将来発生すると言われる南海トラフ巨大地震や本市に近い断層で、地震発生時の被害が大きくなると予測される生駒断層帯を震源とする地震など、大規模地震の発生が懸念されています。

本市では、大規模地震などの災害発生時に、市役所内に災害対策本部を設置し、いち早く災害対応に当たることとしていました。が、同本部の設置をさらに

迅速かつ確実なものとするため、4月1日(水)に、市役所より耐震性の高い市消防庁舎へ同本部機能を移転します。

移転内容は、市消防庁舎5階の「旧みなみ大阪トライヤル・プラザ市防災センター」跡を利用し、同本部設置に必要な機器や防災無線の親局設備などを移転したり、府や府内市町村と情報共有可能な防災行政無線の設備を再整備したりすること、防災体制の強化を図ります。これに伴い、市役所4階にありました危機管理室も同日より、市消防庁舎5階へ移転します。

本市では今後も、災害に強いまちづくりを推進していきます。

問い合わせ 危機管理室
(内線9503)

「安まちメール」 をご存じですか

府警察本部では、府内の最新の犯罪情報を皆さんの携帯電話やパソコンにメールでお知らせする「安まちメール」を運用しています。

登録は無料ですが、通信にかかる費用は利用者の負担となります。登録方法など詳しくはホームページ
<http://www.info.police.pref.osaka.jp/userMenu.do>をご覧ください。

問い合わせ 府警察本部府民安全対策課 (☎06-6943) 1234

災害時要援護者台帳に登録を

本市では、災害時の避難に支援が必要な人(災害時要援護者)をご本人の申し出により台帳に登録し、地域の災害時要援護者支援組織に提供して、いざというときに備え適切に情報管理

していただいています。

台帳への登録を希望される人は、地域福祉課または地域の民生委員・児童委員までご連絡ください。

問い合わせ 地域福祉課
(内線283、288)

「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村消防団連携協力協議会」が発足します

近年、全国でさまざまな大規模災害が発生する中、私たちが住む南河内地域でも、大雨による土砂災害や洪水、大規模地震などがいつ発生してもおかしくありません。このことから、市消防本部管内の各消防団が連携協力体制をとり、住民の安全を守るため、4月1日(水)に「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村消防団連携協力協議会」が発足します。

地域で消防防災活動をしていく各消防団が、市町村の管轄区域を越えて相互に連携協力することで災害による被害を軽減し、住民の生命と財産を守ることを目的としています。

同協議会の発足は、今後いつ発生するか分からない大規模災害に対する大きな備えとなることが期待されます。

同協議会は、大規模災害発生時に、日頃それぞれの

問い合わせ 市消防本部消防総務課 (☎(23)1123) ※ただし、3月31日(火)までは (☎(25)1123)。

土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施

府では、土砂災害時の警戒避難体制づくりや、開発などによる立地抑制などに役立てるため、「土砂災害防止法」に基づき、土石流・がけ崩れが発生したときに被害が及ぶ恐れがある土地の範囲を調査します。

4月～28年3月の間に、府から委託を受けた調査員が対象地域を伺います。その際、住宅地や個人の山に立ち入らせていただく場合もありますが、土砂災害防止の趣旨をご理解の上、調査にご協力をお願いします。

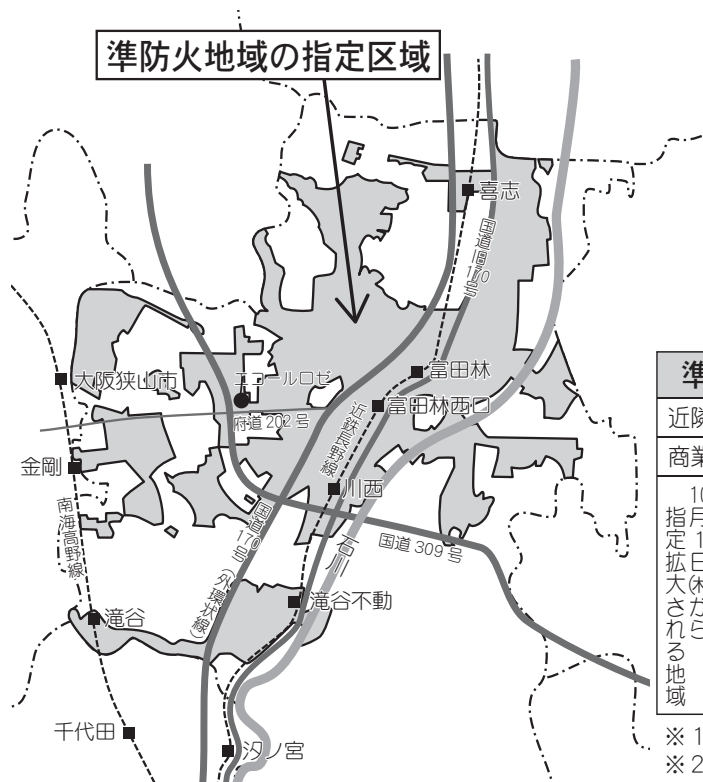
※詳しくは、府ホームページ [http://www.pref.osaka.lg.jp/tondo/sinchaku_joho/tondo_dosyaho.html] をご覧ください。

問い合わせ 府富田林土木事務所建設課河川砂防グループ (☎(25)1131)

準防火地域の指定区域を拡大します

阪神淡路大震災、東日本大震災では、火災による被害が多数発生しました。

本市では、災害に強いまちづくりをめざし、今後発生が懸念されている大規模災害に備えて、準防火地域の指定区域を拡大します。同地域は、地震などの災害により生じる、市街地における火災の延焼被害を軽減することを目的とし、建物に一定の耐火性能を義務付けることを定める地域です。



近隣商業地域	
商業地域	
10月1日(木)から指定拡大される地域	第一種中高層住居専用地域 ※1
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域 ※2
	第二種住居地域
準住居地域	
準工業地域	

※1 市街化調整区域を除く。
 ※2 伝統的建造物群保存地区を除く。

●施行日 10月1日(木)
 ●準防火地域の指定区域 左表および左図に記載

同地域内において建築行為をする際は、建築規模に応じて建築制限が適用されます。

準防火地域内における建築制限が適用されるのは、施行日以降に着工する建築物が対象となりますので、新築や増築などを検討されている人はご注意ください。

※詳しくは、市ウェブサイトの各課のページ「まちづくり推進課」をご覧ください。

問い合わせ まちづくり推進課(内線453、459)

延べ面積 階層を除く階数	500㎡以下			500㎡超 1500㎡以下	1500㎡超
	4階以上	・耐火建築物			
3階	・耐火建築物 ・準耐火建築物 ・一定の防火基準を満たす建築物		・耐火建築物 ・準耐火建築物		
2階以下	・木造建築物は外壁・軒裏を防火構造とする				

●建築制限の内容 左表に記載

「健康とんだばやし21 (第二次) 及び食育推進計画」を策定しました

急速な高齢化の進展とともに、食生活の変化や運動不足などを原因とする生活習慣病が深刻な社会問題となつていきます。

本市においても生活習慣病に関連する死因が死亡原因の上位を占めていることから、生活習慣の改善をめざして、18年3月に「健康とんだばやし21」を策定しました。

その後、国の「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」の最終評価が実施され、その第二次計画が示されたことから、本市におきましても、「健康とんだばやし21」の実施成果や昨年7月に実施した市民アンケート調査の結果などを踏まえ、3月に「健康とんだばやし21(第二次)及び食育推進計画」を策定しました。

同計画は、「誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を理念とし、市民の皆さん一人一人が健康についての正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことを支援することで、健康寿命の延伸などの実現をめざしています。

また、今回策定された同計画は、国の食育基本法に基づく「食育推進計画」も含めた内容となつていきます。

※同計画は、市ウェブサイトの各課のページ「健康づくり推進課(保健センターの事業案内)」からご覧いただけます。

問い合わせ 保健センター (☎28)5520

とんだばやし ふるさと寄付金 ～寄付の申し込みが便利に お礼の品がさらに充実～

ふるさと寄付金は、自分が生まれ育ったふるさとや応援したい地方公共団体（都道府県および市区町村）に寄付する制度です。同制度では、寄付金額に応じて所得税、個人住民税が軽減されます。富田林を「ふるさと」として応援し、本市の発展にご協力いただきますようお願いいたします。

●市ウェブサイトで同寄付金の申し込みが可能に
市ウェブサイトで「ふるさと寄付金」のページから、24時間いつでも同寄付金の申し込みが可能になりました。

た。クレジットカード決済（Yahoo! 公金支払い）を利用すると、申し込みから支払いまでの手続きを一度にしたいいただけます。

●お礼の品がさらに充実
1万円以上のご寄付をいただいた人にお贈りしているお礼の品に、本市特産の「大阪ナス」や「えび芋」などが新しく追加されました。

さらに、10万円以上のご寄付をいただいた人には、お礼の品に加え、プレミアムギフトをお贈りします。4月から7月までは、「サバーファーム四季の味覚」または「かんぼの宿富田林特別室ペア宿泊券」からお選びいただけます。

※寄付の手続きやお礼の内容など詳しくは、市ウェブサイト「ふるさと寄付金」をご覧ください。
問い合わせ 秘書課（内線312）

NPPO法人夢の会では、毎年たくさんこののぼりを石川河川敷にあげています。今年も4月12日（日）5月10日（日）まで、石川河川敷川西グラウンドにこののぼ

こののぼりを一緒にあげませんか

りをあげます。同会では、一緒にこののぼりをあげていただけるボランティアを募集しています。参加していただける人は、4月12日（日）、午前10時

「つながるファイル」をご利用ください！



「つながるファイル」は、保護者と担任の先生などの支援関係者が子どもの発達状況を共通に理解し、一緒に考えながら、効果的な支援をしていくことを目的に作られました。

ファイルを作るメリット

子どもが保育園や幼稚園、小・中学校などに進学する際、同ファイルを作っておくことで、子どもの発達状況について何度も同じことを説明する負担を軽減できます。

また、所属する園や学校が変わっても、一貫した支援、教育を受けることが期待できます。

さらに、子どもの成長の様子を振り返ったり、病院や相談機関などで受けたアドバイスの内容を確認したりすることもできます。

ファイルが欲しいときは

担任の先生または保健センターの保健師に申し出てください。
※詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ こども未来室（内線208）

すばるホール

4月22日（水）
プラネタリウム新番組
が始まります

●「HAYABUSA 2」
RETURN TO THE
UNIVERSE」
（約45分）

昨年12月3日に打ち上げられた小惑星探査機「HAYABUSA 2」。本作では新たな機体の紹介やミッションの概要、先代はやぶさの旅路の回想などを中心に物語が展開されます。

上映日時 毎週水・金曜日
午後3時、毎週土曜日
午後1時、午後4時、毎週日曜日、祝日
午後1時

観覧料 大人500円、中学生以下250円、4歳未満および障がい者・療育手帳をお持ちの人は無料（毎回入れ替え制）

問い合わせ すばるホール
（☎25）0222



市緑化フェア& 植木市を開催します

とき 4月26日(日)〜29日
 祝、午前10時〜午後4時
 ところ 津々山台公園

内容

緑化フェア

◆これ何の種クイズ(4月26日(日)の午後1時〜、29日祝の午前11時〜、小学生以下対象)

◆松の剪定講習(4月26日(日)の午後1時30分〜、28日(火)の午前10時〜)

◆みどりのビンゴゲーム(4月26日(日)の午後2時30分〜、29日祝の午後1時30分〜、小学生以下対象)

◆ガーデニング寄せ植え講習(4月27日(月)の午前10時〜受け付け、先着20人、実費)

◆庭のDIY講習(4月27日(月)の午後1時30分〜)



◆家庭菜園の土づくり講習(4月28日(火)の午後1時30分〜)

◆庭木の剪定講習(4月29日(祝)の午前10時〜)

◆緑のオークション(4月29日(祝)の午後3時〜)

◆「まちの樹・緑」 図画コンクール(26年度) 入賞作品展

◆樹にまつわる四文字熟語

微小粒子状物質 (PM 2.5) に関する情報

微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中を漂う物質のうち、直径2.5μm(マイクロは100万分の1)以下の特に小さな粒子で、工場の排ガスなどに含まれるすすが主成分です。府では、時間ごとの情報を府大気汚染常時監視のページ [http://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/] で公開しています。

また、大気中のPM2.5が国の指針による注意喚起の濃度レベルを超える場合は、注意喚起の情報が府の防災情報メールで配信されます。なお、注意喚起が発令された場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動はできるだけ避けてください。

同メールを受信するには、事前に登録が必要です。登録方法についてはおおさか防災ネットホームページ [http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html] をご覧ください。※同メールは、光化学スモッグや警報、注意報などの情報も配信していますので、必要に応じてご活用ください。

問い合わせ みどり環境課 (内線432)

クイズ

◆樹木医相談(みどりの相談)

◆緑のリサイクルコーナー

◆子どもクラフトコーナー(小学生以下対象)

◆緑化苗の無料配布(広報誌折り込みチラシの引換券をご持参ください)

植木市

◆ミニ庭園の展示販売

◆鉢花、花木、苗木、庭園樹、肥料、土、資材などの販売

◆庭造り相談

◆問い合わせ 市公園緑化協会(内線409)

アライグマ捕獲おりを貸し出します

近年、農耕地を中心に、アライグマによる農作物の被害が増えています。

アライグマは特定外来生物で、頭数が増加すると自然環境を破壊する恐れがあります。

本市では、アライグマによる被害に遭われた市内在住の人に、捕獲おりを貸し出ししていますので、印鑑(認め印)と本人確認ができる書類を持参し、みどり環境課で申請をしてください。

※捕獲おりは数に限りがあります。

アライグマ捕獲協力報償金制度のご利用を

また、アライグマを捕獲された人に、次のとおり報償金を交付しています。対象 貸し出し申請により

許可された、または届け出のある個人所有の捕獲おりを仕掛け、28年3月31日(木)までに捕獲し、市が回収したアライグマ(ただし、受け取り時に死亡しているアライグマは対象外)

報償金 1頭につき2000円以内(全捕獲頭数により比例配分)

問い合わせ みどり環境課(内線431)

市民体験農園 利用者を募集

農園名・開設場所 ①宮甲田 ②甲田六丁目、③若松町

募集区画数 ①1区画、②5区画

利用料 年額3500円

※1区画約15平方メートル

※駐車場はありません。

申し込み 4月17日(金)(消印有効)までに往復はがきに農園名、住所、氏名、電話番号、返信はがきに宛名を記入し、☎584・851 市役所農業振興課(内線446) 内市民体験農園受付係へ(申し込み多数の場合抽選)

後期高齢者医療制度に 関するお知らせ

保険料のお知らせと納付方法

◆普通徴収の人（年金から天引きでない場合）

今年7月に、27年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に係る「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付します。

通知書に基づき、納付書払いや口座振替などの方法で納付してください。
※状況により、10月から特別徴収（年金からの天引き）に変更となる場合があります。

◆特別徴収の人（年金から天引きの場合）

年金受給額が年額18万円以上の場合は、原則として年6回（偶数月）の年金受給時に、次のとおり年金から保険料が天引きされます。

○4・6・8月分

26年度は普通徴収で納付されており、誕生月により今年4・6・8月から新たに特別徴収となる人には、26年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。

それぞれ、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

今年2月に保険料を特別徴収で納付していただいている場合、4月の年金受給時には、2月の納付額と同額を仮徴収額として特別徴収しますので通知はありません。

○10・12・2月分

27年度の後期高齢者医療保険料が決定（本算定）され、10月以降が特別徴収となる場合、7月に「保険

料額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。10月以降の年金受給時に、26年中の所得に基づいて計算された年間保険料（本算定額）から仮徴収などにより、すでに納めていただいた金額を差し引いた額を、支払い回数に振り分けて特別徴収します。



◆特別徴収から口座振替に変更できます

保険料の納付方法が特別徴収（年金からの天引き）の人や、新たに特別徴収に変更される人は、申し出により年金からの天引きを口座振替での納付に変更できます。

変更を希望する人は、預金通帳、通帳の届け出印、被保険者証を福祉医療課へ持参してください。

※なお、預金通帳、通帳の届け出印に代わり、金融機関のキャッシュカードを持参することにより簡単に口座振替の手続きができる「ペイジー口座振替サービス」を利用していただけの場合がありますので、事前にお問い合わせください。
お問い合わせ 福祉医療課（内線158、159）

27年度分無料ごみシールを 郵送しました

3月14日～27日の間に、無料ごみシールを郵送しました。
まだ届いていない場合は、至急お問い合わせください。

○シールの交付申請

住民登録をされていない人などにはシールを郵送することができませんので、本市に居住していることを証明するもの（住所と氏名が記載された水道代などの領収書、賃貸契約書、郵便物など）と印鑑を持参し、衛生課または金剛連絡所で申請してください。

○ゴールデンウィーク中のごみ収集は通常どおりです

ごみは、祝日（年末年始は除く）も日程どおり収集しています。



ただし、祝日はごみの量は、交通状況などにより、通常より収集時間が早くなる場合がありますのでご注意ください。

生活全般にわたる困りごとの相談窓口を開設します

生活困窮者自立支援法に基づいて、4月1日(木)から、生活支援課に自立相談支援機関の相談窓口を開設します。

相談支援員が生活全般にわたる困りごとの相談を受け付け、最低限度の生活が維持できなくなる恐れのある人を対象に計画的な援助を実施し、その人の自立を支援します。

とき 月～金曜日、午前9時～午後5時30分（祝日、年末年始は除く）

問い合わせ 生活支援課（内線198）

燃えるごみと粗大ごみは午前7時より、資源ごみは午前9時より順次収集します。
問い合わせ 衛生課（内線1445146）

カラスよけネット、生ごみガードの購入に対して補助していません

本市ではゴミ置場のカラス対策として、カラスよけネットなどの購入に対して、補助金を交付しています。※購入する前に補助金の交付申請が必要となります。

置場を管理している団体
対象となる器具

- ①カラスよけネット
- ※ゴミ置場1カ所につき1個のみ、1回の申請につき5個まで。
- ②生ごみガード
- ※1回の申請につき1個のみ、各団体につき各年度2個まで。

補助金額
いずれも購入価格の2分の1の額(消費税は除く)で、①は、1個あたり1000円まで(10円未満は切り捨て)、②は、1個あたり7500円まで(10円未満は切り捨て)

申請に必要なもの

印鑑、ゴミ置場の位置図
※詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ 衛生課(内線1445146)

ごみ収集車の火災事故が多発しています

カセットボンベやスプレー缶は穴を開けてからカン・ビンの日に出してください!

最近、収集物が原因と考えられる、ごみ収集車の火災事故が多発しています。1月には燃えるごみ収集中に、2月には粗大ごみ収集中に火災事故が発生しました。

原因は、中身が残ったままのカセットボンベやスプレー缶などがごみに混入され、収集時に缶から漏れたガスに火花が引火したこと

が原因と考えられます。カセットボンベやスプレー缶を捨てる時は、必ず中身を使い切ってから風通しが良く火の気のない所で穴を開け、カン・ビンの日に出してください。

収集車の火災事故は機械の損傷にとどまらず、人身を傷つける重大な事故(爆発事故など)につながることもありますので、皆さん



のご協力をお願いします。
お問い合わせ 衛生課(内線1445146)

市営葬儀のご利用を

本市では、市民の皆さんに簡素で厳粛な葬儀を提供するために、市営葬儀を実施しています。

※内容など詳しくは、「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください(市ウェブサイト各課のページ「衛生課」からダウンロードもできます)。

対象者 お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合のみ

市営葬儀指定業者

- (株)安楽社(甲田二丁目9の10) ☎(25)0042
- (有)公栄社(富田林町24の4) ☎(23)2064
- (株)花仙葬祭(富田林町24の17) ☎(23)2238
- (株)花安(富田林町18の19) ☎(23)6526

申し込み 右記の指定業者の中から選択し、標準プランか簡易プランのいずれかを選び、直接申し込んでください。

※基本料金に含まれないオプションなどを任意に選択していただくこともできます。オプションについては「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください。

お問い合わせ 衛生課(内線1443、1447、1449)

市営葬儀の使用料金

市営葬儀使用料 対象者 お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合のみ	標準プラン		簡易プラン	
	自宅または集会所などで葬儀される場合		富田林斎場の葬儀室で葬儀される場合	
	大人	28万円	大人	26万円
	小人	27万7000円	小人	25万7000円
	19万8000円			

富田林斎場の使用料金

葬儀室使用料 ※午後5時~翌日午後1時まで(和室は翌日の午後3時まで)。	5万円		
霊安室使用料 ※24時間まで。	市民	3000円	
	市民以外の人	6000円	
火葬室使用料	市民	大人	1万円
		小人	6000円
	市民以外の人	死産児	4000円
		大人	10万円
		小人	6万円
		死産児	4万円

市営錦織住宅、市営若松団地の入居者を募集します

- 申込資格 次の全てに該当する人
- ①現在住宅に困っている人
 - ②市内在住・在勤の人
 - ③同居または同居しようとする親族がある世帯
 - ④保証人がある人
 - ⑤公営住宅法に基づく収入基準に合う人

	住宅名/住所	交通機関	募集戸数	構造	間取り/建築年(募集対象者)
一般募集(公営住宅)	錦織住宅/錦織南二丁目	近鉄長野線滝谷不動駅下車徒歩約20分	3戸	高層一部中層RC造(エレベーター有)	3DK(2戸)、2DK(1戸)/H11築浴室・浴槽あり(2人以上の世帯)
親子等近居募集(公営住宅)	錦織住宅/錦織南二丁目	近鉄長野線滝谷不動駅下車徒歩約20分	1戸	高層一部中層RC造(エレベーター有)	3DK/H11築浴室・浴槽あり(2人以上の世帯)
親子等近居・地域コミュニティ募集(更新住宅)	若松団地第2住宅/若松町一丁目	近鉄長野線富田林駅下車徒歩約5分	1戸	中層RC造(エレベーター有)	3DK/H20築浴室・浴槽あり(3人以上の世帯)
親子等近居・地域コミュニティ募集(改良住宅)	若松団地第10住宅/若松町一丁目	近鉄長野線富田林駅下車徒歩約5分	2戸	中層RC造(エレベーター有)	2DK/S52築浴室・浴槽あり(2人以上の世帯)
親子等近居・地域コミュニティ募集(改良住宅)	若松団地第13住宅/若松町一丁目	近鉄長野線富田林駅下車徒歩約5分	1戸	中層RC造	3DK/H4築浴室あり・浴槽なし(2人以上の世帯)

・申込家族全員(申込本人と同居人)の収入を含めた計算後の月収額が15万8000円以下の人
 ・公営住宅については、裁量階層世帯(高齢者、障がい者などの世帯)に該当する人で、計算後の月収額が15万8000円を超え25万9000円以下の人でも申し込みができます
 ⑥申込者が独立の生計を営む人で家賃、共益費を払うことができる人
 ⑦申込者および同居しようとする親族が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でない人

※親子等近居募集は、介護や地域コミュニティの推進を図るため、市営錦織住宅については第二中学校区内に、市営若松団地については第一中学校区内に、親族が居住しており、近居することにより双方の利益が見込まれる世帯に限ります。
 ※地域コミュニティ募集については、地域でのコミュニケーションの推進を図るため、申込者が第一中学校区内に6カ月以上継続して居住または勤務されている世帯に限ります。

申込書の配布 4月1日(水)～15日(水)まで住宅政策課、金剛連絡所、人権文化センター、南河内府民センターで配布(土・日曜日は除く)
 申し込み 4月1日(水)～15日(水)(消印有効)までに、指定の封筒で郵送
 問い合わせ 住宅政策課(内線436、437)

住民活動災害保障保険の加入申請を受け付け

住民活動災害保障保険は、住民団体が日帰りで実施する無報酬のボランティア活動、地域での社会奉仕活動中(清掃活動、防火・防災活動、防犯活動、社会福祉活動など)の事故・災害に対し、責任者の賠償責任や参加者のけがによる入院・通院などの費用を市で

やめよう 住まいの差別



宅地建物取引などの場で、同和地区であるかどうかを尋ねたり、同和地区であることを理由に宅地建物

を購入しなかったりすることは差別となります。また、外国人、障がい者、高齢者、女性であるという理由だけで入居を断ることも差別となります。
 住まいの差別をなくし、全ての人の人権が尊重されるまちを、私たちみんなの力で築きましょう。
 問い合わせ 人権政策課(内線472)

補填することによって、住民活動の促進を目的としています。保険には、市が一括加入し、保険料も市で負担します。
 27年度分の保険加入申請の受け付けは次のとおりです。
 保険期間 6月1日(月)～28年6月1日(水)
 加入できる団体 活動拠点が市内にあり、市内に居住している5人以上で構成する団体(指導者および育成者は市外在住でも可)
 《賠償責任保険》
 ・限度額 被害者1人につき2000万円、1事故につき1億円(免責1万円)
 《傷害保険》
 ・死亡 200万円
 ・後遺障害 6～200万円

・入院 1日15000円
 ・通院 1日10000円
 ※入院、通院は事故日より対象です。入院保険金は180日間、通院保険金は180日間以内で通院日数90日間が限度です。
 ※自らの娯楽などを目的としたスポーツや、文化・親睦活動などは対象になりません。
 申し込み 4月15日(水)までに、申請用紙に必要事項を記入し、昨年度の活動実績(活動回数と活動人数をまとめた資料)と今年度の活動予定を添えて、市民協働課または各団体の関係する部署へ ※初めて加入申請される団体は、会員名簿を併せて提出してください。
 問い合わせ 市民協働課(内線473)

春の交通安全講習会を開催します

本市では、交通安全に対する意識を高めるために、年2回「交通安全講習会」を開催しています。

交通事故を防止するためには、一人一人が交通社会の一員としての自覚を持ち、交通ルールの遵守など交通安全に対する意識を高めることが必要です。

正しい交通ルールを学び、実践するために、この機会にぜひ交通安全講習会を受講しましょう。日程などは左表のとおりです。

とき	ところ
4月14日(火)、午後7時～	富田林小学校
15日(水)、午後7時～	川西小学校
16日(木)、午後7時～	レインボーホール(市民会館)
17日(金)、午後7時～	大伴小学校
19日(日)、午前11時～	市消防本部4階講堂
21日(火)、午後7時～	金剛中学校
22日(水)、午後7時～	藤沢台小学校

※いずれも30分前より受け付け開始です。
※全ての会場で手話通訳が付きまます。

※運転者講習受講カードを持っていく人は、持参してください。

お問い合わせ 道路交通課 (内線416)

ICカードを利用した、路線バスの割引制度をご利用ください



近年、公共交通の衰退が各地で問題になっており、毎年たくさんの方の鉄道やバスの路線が減便や廃線となっています。本市でも、公共交通機関の利用者は年々減

少しており、深刻な状況となりつつあります。

4月1日(水)から、市内を走る路線バスのうち、近鉄バス、南海バス、レインボーバスで「PiTaPa」や「ICOCA」などの交通系ICカードが利用できます。

●さまざまな割引制度

「PiTaPa」をご利用いただくと、レインボーバスと近鉄バスでは、毎月2000円を超えた利用額の10割が、南海バスでは、1回の乗車ごとに利用額の10・7割が割引されます。その他、南海バスでは頻繁に利用される人に便利な登録型の割引制度や南海バス同士の乗り継ぎ時に全てのICカードで利用できる乗り継ぎ割引制度があります。

ますます便利になった路線バスを、ぜひICカードでご利用ください。
※ICカードのご利用方法や割引制度など詳しくは、各路線バス事業者にお問い合わせください。

お問い合わせ 近鉄バス、レインボーバスについては近鉄バス(株)八尾営業所 ☎072(949)4681、南海バスについては南海バス(株)営業課 ☎072(21)0781

文化事業を助成します

文化振興基金の収益金を運用して、市の文化振興を図るために実施する文化事業に助成金を交付します。助成額は、飲食費などを除く対象経費の2分の1以内で上限20万円です。

出できる事業が対象となります。

- 団 thể 結成後の節目(10周年など)に文化の振興に著しく寄与する事業を実施するとき
- 団體が文化の振興のために、特に意義がある事業を実施するとき
- 市または市教育委員会と市内文化団體が協働して文化の振興に寄与する事業を実施するとき
- 申し込み 社会教育課(青少年センター) ☎(24)1451に備え付けの申請書に必要事項を記入し、4月30日(木)までに同課へ ※申請書は市ウェブサイトの各課のページ「社会教育課」からダウンロードもできます。

市勤労者共済会にご入会ください

市勤労者共済会では、中小企業で働く人の福利厚生を支援しています。

運営事務費などは市が負担し、会員の皆さんからの会費は全て福利厚生などの事業に還元されますので、ぜひご入会ください。

事業内容

《給付》 会員の結婚・出産などに対する祝い金など

《健康》 人間ドックなどに対する費用の補助など

《福利厚生》 各種チケットの割引価格での販売、宿泊施設費用の補助、バスツアーなど

対象者 市内在住・在勤の勤労者、市内事業所・商店などの事業・商店主および従業員

会費 入会金200円、月額800円

問い合わせ 商工観光課内勤労者共済会 (内線481)